表五三の項及び五四の項を次のように改める。

五三	削除
五四	削除

表五六の項を次のように改める。

五六	削除

表六七の項を次のように改める。

六七	削除

表七一の項から七五の項までを次のように改める。

七一	削除
七二	削除
七三	削除
七四	削除
七五	削除

二十二　平成十七年総務省告示第千九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一一の項を次のように改める。

一一	削除

第一項の表二六の項を次のように改める。

二六	削除

二十三　平成十七年総務省告示第千二百五十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一四の項を次のように改める。

一四	削除

二十四　平成十八年総務省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二四の項を次のように改める。

二四	削除

第一項の表三四の項を次のように改める。

三四	削除

二十五　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二四の項を次のように改める。

二四	削除

二十六　平成十八年総務省告示第四百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二二の項を次のように改める。

二二	削除

二十七　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四の項を次のように改める。

四	削除

第一項の表七の項を次のように改める。

七	削除

第一項の表一六の項を次のように改める。

一六	削除

第一項の表一九の項を次のように改める。

一九	削除

第一項の表三二の項を次のように改める。

三二	削除

第一項の表二〇五の項を次のように改める。

二〇五	削除

第一項の表二〇八の項を次のように改める。

二〇八	削除

第四項中「電力供給業務用」を「電気供給業務用」に改め、同項の表一五の項を次のように改める。

一五	削除

第四項の表一七の項を次のように改める。

一七	削除

二十八　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一二三の項を次のように改める。

123	削除

第一項の表一六九の項を次のように改める。

169	削除

第一項の表二三二の項を次のように改める。

232	削除

第一項の表九二の項を次のように改める。

九二	削除